

<博士論文要旨および審査報告>

## 雨宮康弘『日本古代の祭祀と芸能』

### 審 査 報 告

(主査) 専修大学文学部 矢野 建一

(副査) 専修大学文学部 荒木 敏夫

(副査) 専修大学文学部 土生田純之

#### I. 審査の基準

審査委員会は、提出された本論文を問題関心の妥当性、研究の先進性、論文構成の説得性、研究の到達点、史資料批判の妥当性、学会への貢献度などを中心に審査した。

また、口述試験において、直接、請求者本人に諸審査点について質問し、判断材料をえた。

#### II. 論文の骨子

雨宮康弘氏の学位(博士)請求論文『日本古代の祭祀と芸能』(20×30、P147)は、日本古代の芸能をその母胎ともいうべき神祇祭祀、すなわち神事・直会(なおりい)・饗宴(きょうえん)などの諸場面において演じられる芸能の役割を、それに供奉する人々の性差や年齢に注目しつつ、新たな再構成を試みた論考といえる。日本古代の祭祀や芸能について、その性差や年齢構成、さらには祭儀全体の流れに注目しての研究は少なく、斬新な観点といえる。

まず序論では、従来の芸能史研究を批判し、みずからの課題を次のように設定している。

①芸能を発生・発展・変貌させる社会的環境とは何か、②芸能を媒介として結ばれる人々の関係とは何か、③芸能の担い手集団と王権との関係はいかなるものであったか、④芸能を構成する酒・食料や器材・舞台装置はどのように弁備されたのか、⑤くわえて①～④の相互関係のなかから形成される日本の古代芸能特有の在り方を国際的視野から再検討する必要性が強調されている。このうち本論では①～③が中心に論じられている。

第1章「日本古代の祭祀組織—烟と後家を中心にして—」では、延暦23(804)年成立の『皇太神宮儀式帳』を検討し、伊勢神宮の祭祀の担い手の組織として「烟(いん)」と「後家(しりえ)」という二つの単位が存在することに注目している。「烟」は物忌(ものいみ=童女)と物忌父(ものいみのちち)という神宮祭祀に供奉する童女と成人男子のペアが心身を清め、より神に近づくために忌み籠もる齋館(いみだち)を意味し、一方、「後家」は、こうした物忌・物忌父の供給源であるとともに、その家族が日常生活を送るすぐれて私的な空間であった、としている。本論が課題とした、芸能の担い手を身分や階級、祭祀制度にとどまらず、祭祀集団の性差や年齢構成、さらには祭儀全体の流れ(物忌→神事→直会→饗宴→解齋)をも包含した論証となっている。本論は「烟」と「後家」の

問題を祭祀と芸能の観点から読み解いた最初の本格的こころみとして評価できる。

ただ、惜しむらくは、こうした物忌、物忌父の神事に対する供奉内容は、「陶作物忌」、「蓑作物忌」などの表記から類推されるものの、直会・饗宴の場における芸能者としての個々の役割、あるいは両者の関連が今ひとつ明らかでない。古代祭祀の記録は、複雑で繰り返し、重複が多いのが特徴ではあるが、いま一步踏み込んで外能と祭祀の関連を論議すべきではないかと思われる。

第2章「日本古代の祭祀における直会—神宮月次祭を中心として—」は、古代芸能が演じられる場としての直会に注目し、伊勢神宮の月次祭の直会の際に演じられる芸能について論じている。古代の祭礼のなかで直会は何度も場所（外院、直会殿、第三御門、御酒殿院）を遷し、繰り返し執り行われるが、それは一連の流れのなかの節目に当たる酒宴でもある。これらは祭祀に供奉した人々の社会的関係を再確認する場として機能したとされているが穏当な結論であろう。芸能は倭舞や神楽、さらには酒礼を通じて、それに参加する人々の祭祀に対する共通認識を形成し、祭祀の運営・維持を可能とするとともに、祭祀を通じて確認される社会関係の正当性を保証する役割を果たしたという。おおむね妥当な結論であり、ここに古代祭祀と芸能の関係の一端が明らかとなっている。一方、この直会の場は単に神事と芸能の場であるにとどまらず、参加者への「給禄」の場となっていることも注意すべきであろう。本人も今後の課題としているが、こうした直会や饗宴の祭料の弁備がいかになされたかは看過しえない問題といえよう。

第3章「神楽の成立と変遷—鎮魂祭を中心にして—」では、古代の祭祀のなかで最も祭祀と芸能が未分化な時代のもとのされる鎮魂祭（たまふりのまつり）を天岩窟戸（あめのいわと）神話と天鈿女命（あめのうずめのみこと）によってなされる芸能、「俳優（わざおぎ）」との関連で論じられている。本章はいうならば「神楽」・「俳優」という形で行われる祭祀と芸能の原義、あるいは古い形態を明らかにしようとする章節と理解される。たしかに「俳優（わざおぎ）」は「おぎ・わざ」の倒置語であり、神を招く（おぐ）の意味であろう。「わざ」は神がみずから行う歌舞に相当するものである。こうした鎮魂祭がその後『儀式』（872～77年）から『江家次第』（1111年）と時代を経るなかで「神楽」へと収斂され、そこに酒の「盃事」が加わって完成したとされている。たしかに大嘗祭を例にとっても「大嘗」→「大嘗祭」→「大嘗会」へと変化し、芸能のもつ役割が徐々に比重を増していったことから、おおむね妥当な結論といえよう。ただ、『儀式』『延喜式』『清涼記』『西宮記』『北山抄』『江家次第』にみえる「式次第」の変遷には、それぞれの記録のもつ史料的特徴に注意する必要がある（P85 表一）。例えば式次第が最も精密に記された『儀式』・『延喜式』には、「宇気衝き」と並ぶ重儀とされる「御服箱振り」が見られず、『清涼記』以降の儀礼とされている。しかしこれは『儀式』の段階に「御服箱振り」がなされなかった訳ではなく、祭りの重儀は秘儀として記録されなかったと考えられる。全体として本章の展開を難解なものとしているのは、章節の構成にやや難があるためと思われる。請求論文の論理構成からいえば、本章は最も古い祭祀と芸能の在り方を物語る事例として、第1章において検討を加え、祭祀と芸能の間に存在する同質性、差異性を析出し、その後さまざな形で整備された神宮祭祀（第1章）、宮廷祭祀（第2章）を論じた方がより全体の理解を得やすかったのではあるまいか。とりわけ盃事、酒礼は中世の宮座で「神楽」として実修されるようになるもので、大きな歴史的展開に繋ぎうる可

能性をもっていただけに惜まれる。

第4章「日本古代芸能と御贄—吉野国栖を事例として—」は、古代の節会場で演じられた芸能にしばしば登場する山野河海の御贄（みにえ）と吉野国栖との関連を論じたものである。そこでは秋にのみ奉られる新嘗祭の「初穂」とは異なり、春夏秋冬に「山野河海に生うるもの」（祝詞）、すなわち猪・鹿・山鳥・甘菜・辛菜などの「初尾」（はつお）の貢進がなされていた。こうした山野の御贄の貢進とともに吉野国栖が王の従者の衣服である青摺衣を着し、笛・草笛（口笛）によって素朴な奏楽がなされていたとの指摘は興味深い。節会に奏上されていることから明らかなように、四季の移ろいを寿ぐはなはだプリミティブな段階から、祭祀と芸能、御贄貢献が相即的關係にあったことを物語るものと考えられる。おそらく列島規模の通年にわたる「風雨順序」の予祝に相当するもので、古代王権のイデオロギー支配の祖型がうかがわれる。なお、本論においては触れられていないが、吉野国栖など古代における芸能の担い手がなぜ中世において卑賤視されるに至ったのかの検討も避けて通ることのできない問題点といえる。

### Ⅲ. 評価と今後の課題

以上、雨宮氏の学位請求論文「日本古代の祭祀と芸能」4章にわたって検討してきた。各章節は学会誌に掲載された論文も含まれているところから、個々には完成度も高く論旨は明快である。また古代芸能史をその祭祀組織、なかんずく「烟」と「後家」という祭祀期間（モノイミ）に特有の宗教意識から解明しようとした試みは、論者のオリジナルで評価できる。また古代の祭祀のなかで芸能が果たした役割を、神楽という神の舞から、神への「捧げ物」としての芸能に変化し、それに参加する人々の間に祭祀に対する由来や役割への共通認識を形成し、祭祀の運営・維持を可能とするとともに、祭祀を通じて確認される社会関係・秩序の正当性を保証する役割を果たしたとされている点も妥当なものであろう。本論文によって古代芸能史に関する今後の見通しのひとつを得ることができたと評価することができよう。

ただ、学位請求論文としては第3章において指摘したごとく、論理構成上、章の配列などにももう少し工夫が必要だったのではあるまいか。また序論において古代芸能史の在り方を国際的視野から再検討する必要があるが、本論の論点には包含されていない。さらに、こうした芸能研究には楽器や楽人の構成も欠かせない論点である。近年、中国の甘肅省などでは宮廷祭祀の儀礼に供奉したと覚しき「楽人図」などが相次いで発見されているが、日本の雅楽や雅楽寮の位置づけ、仏教儀礼との対比比較など論じ残した点も少なくないように思われる。ただ、昨年は伊勢神宮が「式年遷宮」の年に当たり、徴古館・神道博物館などの史料をみることでできないなどの困難な状況にもかかわらず、これらの点を克服し、学位請求論文としての水準に到達していると判断し、審査委員一同合格と判断した。

以 上